## 札幌市公衆浴場法施行細則(昭和47年規則第69号)(新旧対照表)

現行 改正案 (趣旨) 第1条 この規則は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」とい う。) の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものと する。 (営業許可の申請) (営業許可の申請) 第2条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請 第2条 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」とい う。) 第1条の申請書は、公衆浴場営業許可申請書(様式1)とする。 書(様式1)に次の事項を記載した書類を添えて、保健所長に提出しなけれ ばならない。ただし、保健所長が認める場合は、当該書類の提出を省略する 2 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に次の事項を ことができる。 記載した書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。ただし、保健 所長が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。 (1) 周囲 600 メートル以内の見取図(縮尺は 2,500 分の 1 とし、最も近い (1)~(6) (現行のとおり) 既設の普通浴場(札幌市公衆浴場法施行条例(平成24年条例第47号。 以下「条例」という。) 第2条第1号に規定する普通浴場をいう。以下 同じ。)との距離を記載)及び配置図 (2) 設計概要書(各室の構造、規模及び使用する材料の種別を記載) (3) 立面図 (4) 各階平面図(縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口、窓及び室内 の設備の位置を記載) (5) 浴室及び脱衣室の縦断面図 (6) 給水、給湯及び蒸気等の配管図 (7) 条例第5条第29号ただし書の規定の適用を受けようとするときは、 (7) 条例第5条第31号ただし書の規定の適用を受けようとするときは、 その理由及び同条第31号に規定する措置の方法 その理由及び同条第33号本文に規定する措置の方法

その理由

(8) 条例第5条第33号ただし書の規定の適用を受けようとするときは、

(新設)

現行	改正案
(8) 第5条第2項の承認を受けようとするときは、その理由	<u>(9)</u> (現行のとおり)
(9) 条例第2条第3号に規定するその他の浴場(以下「その他の浴場」と	<u>(10)</u> (現行のとおり)
いう。)にあっては、その入浴料金の額	
2 前項の場合において、保健所長は、許可の申請に必要と認める書類その他	3 (現行のとおり)
のものの提出を求めることができる。	
3 保健所長は、第1項の申請に係る営業を許可したときは公衆浴場営業許可	<u>4</u> (現行のとおり)
書(様式2)を、不許可としたときは公衆浴場営業不許可通知書(様式3)	
をそれぞれ交付する。	
(条件の付加)	
   第3条 保健所長は、法第2条第1項の規定による許可をするときは、次に掲	
│ │ げる事項を条件として付するものとする。ただし、その他の浴場(既設の普	
   通浴場に併設しない家族風呂を除く。)に係る許可をするときは、この限り	
でない。	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 営業施設の落成の日の翌日から3カ月以内に営業を開始すること。	
(3) 営業の休止が引き続き6カ月以上にわたらないこと。	
(設置場所)	
当と認められる場合とは、その場所が著しく不潔であるか、又はその他の事	
由で公衆衛生上支障があり、施設の構造設備ではその害を防ぐことができな	
い場所をいうものとする。	
(構造設備)	/ <del>                                     </del>
	(構造設備)
第5条 法第2条第2項の規定による公衆浴場(その他の浴場を除く。)の構	第5条 法第2条第2項の規定による公衆浴場(その他の浴場を除く。)の構
造設備が公衆衛生上不適当と認める場合とは、法、 <u>公衆浴場法施行規則(昭</u>	造設備が公衆衛生上不適当と認める場合とは、法、 <u>省令</u> 及び条例に特別の定

和 23 年厚生省令第 27 号。以下「省令」という。) 及び条例に特別の定めが

## 現行

ある場合を除くほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである場合 をいうものとする。

- (1) 脱衣室には、換気設備をすること。
- (2) 脱衣室と浴室の境は、透明なガラス等を用いること。
- (3) 浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において 2.1 メートル以上の <u>高さとし</u>、水滴が落ちない構造とすること。
- (4) 浴室の壁のうち洗い場の床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他湯水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で造り、その表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。
- (5) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。ただし、保健 所長が入浴者数を考慮し公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限 りでない。
- (6) 洗い場には、温湯を標示した活栓又は湯及び冷水を1組とする湯と水 を標示した活栓を0.6メートル以上の間隔を保って設けること。
- (7) 活栓の数は、洗い場の床面積2平方メートル当たり温湯の場合にあっては1個以上、湯及び冷水の場合にあっては1組以上とすること。ただし、保健所長が入浴者数を考慮し公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (8) 浴槽は、その縁高は洗い場の床面から 0.35 メートル以上、その内部の面積は3.3 平方メートル以上、その深さは0.6 メートル以上とし、深さが0.9 メートル以上の浴槽にあっては、その内側に幅0.12 メートル以上0.18 メートル以下の踏み段を設けること。ただし、浴槽の位置等から汚水が容易に浴槽内に入らない構造であると保健所長が認めた場合の浴槽の縁高並びに幼児用浴槽又は補助浴槽の面積及び深さについては、この限りでない。
- (9) サウナ室の床及び壁は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。

## 改正案

めがある場合を除くほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである 場合をいうものとする。

- (1) 脱衣室には、換気設備を設けること。
- (2) (現行のとおり)
- (3) 浴室の天井は、適当な勾配を設けること等により、水滴が落ちない構造とすること。
- (4)~(7) (現行のとおり)

- (8) 浴槽は、その縁高は洗い場の床面から 0.15 メートル以上、その内部の面積は3.3 平方メートル以上、その深さは0.6 メートル以上とし、深さが0.9 メートル以上の浴槽にあっては、その内側に幅0.12 メートル以上0.18 メートル以下の踏み段を設けること。ただし、浴槽の位置等から汚水が容易に浴槽内に入らない構造であると保健所長が認めた場合の浴槽の縁高並びに幼児用浴槽又は補助浴槽の面積及び深さについては、この限りでない。
- (9)~(11) (現行のとおり)

現行	改正案
(10) 汚水の排水路は、蓋をし、公共の下水道等に完全に汚水を流出できる	
ものとすること。ただし、公共の下水道等に流出させることが困難な場	
合には、飲料水の水源から5メートル以上離れたところに、不浸透性材	
料で造られ、かつ、蓋のある汚水だめを設けることができる。	
(11) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所	
は、床面において 20 ルクス以上の照度を有するようにすること。	
_(新設)_	(12) 条例第5条第1号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第
	12 号、第 19 号 (ウからオまでを除く。)、第 23 号、第 25 号、第 27 号、
	第 31 号及び第 32 号に規定する基準を満たすこと。
2 条例第2条第2号に規定する福利厚生浴場(以下この項において「福利厚	2 (現行のとおり)
生浴場」という。)については、主として身体障害者、高齢者等に利用させ	
る福利厚生浴場で保健所長の承認を受けるものに係る場合にあっては前項第	
8 号の規定を適用せず、その他の福利厚生浴場に係る場合にあっては同号中	
「3.3平方メートル」とあるのは「1.65平方メートル」とする。	
3 法第2条第2項の規定によるその他の浴場の構造設備が公衆衛生上不適当	3 法第2条第2項の規定によるその他の浴場の構造設備が公衆衛生上不適当
であると認める場合とは、法、省令及び条例に特別の定めがある場合を除く	であると認める場合とは、法、省令及び条例に特別の定めがある場合を除く

- る。 (1) 脱衣室には、換気設備をすること。
- (2) 浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において 2.1 メートル以上 の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。

ほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである場合をいうものとす

- (3) 浴室(個室を設けるその他の浴場の脱衣場の部分を除く。)の壁のうち床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。
- (4) 洗い場の床は、適当な傾斜をつけて汚水を十分排除できる構造とすること。
- (5) 蒸し風呂は、入浴者が自由に出入りできる構造とすること。
- (6) 第1項第10号及び第11号に規定する構造とすること。

- 3 法第2条第2項の規定によるその他の浴場の構造設備が公衆衛生上不適当 であると認める場合とは、法、省令及び条例に特別の定めがある場合を除く ほか、構造設備が次に掲げる基準によらないものである場合をいうものとす る。
- (1) 脱衣室には、換気設備を設けること。
- (2) 浴室の天井は<u>、適当な勾配を設けること等により</u>、水滴が落ちない構造とすること。
- (3)・(4) (現行のとおり)

- (5) サウナ室は、入浴者が自由に出入りできる構造とすること。
- (6) (現行のとおり)

Г	
現行	改正案
	(7) 個室を設けるその他の浴場(その他の浴場の一部に個室を設けるもの
	の当該個室を設ける部分を含む。) については、条例第5条第1号、第
	4号(ウを除く。)、第5号、第7号、第9号、第10号、第19号(ウか
	らオまでを除く。)、第23号及び第25号並びに第6条第1号、第3号、
	第6号、第8号、第10号及び第11号に掲げる基準を満たすこと。
	(8) 個室を設けないその他の浴場については、条例第5条第1号、第4号
	(ウを除く。)、第5号、第7号、第9号、第10号、第19号(ウからオ
	までを除く。)、第23号、第25号、第27号、第31号及び第32号並び
	に第6条第1号、第3号及び第11号に掲げる基準を満たすこと。この
	場合において、条例第5条第31号ただし書中「福利厚生浴場であっ
	て、市長」とあるのは「市長」と、第6条第1号中「個室」とあるのは
	「浴室」と、「脱衣場及び洗い場」とあるのは「洗い場」と、同条第3
	号中「個室」とあるのは「浴室」とする。
(水質基準)	(水質基準)
第9条 条例第5条 <u>第14号</u> の規則で定める水質基準は、次に <u>定める</u> とおりと	第9条 条例第5条 <u>第13号</u> の規則で定める水質基準は、次に <u>掲げる</u> とおりと
する。ただし、市長が特に認めた場合は、第1号アからエまで並びに第2号	する。ただし、市長が特に認めた場合は、第1号アからエまで並びに第2号
ア及びイの基準を適用しないことができる。	ア及びイの基準を適用しないことができる。
(1) 原水、原湯、 <u>上り湯</u> 及び <u>上り水</u>	(1) 原 <u>湯</u> 、原水、上がり用湯及び上がり用水にあっては、次に掲げる基準を
	満たすこと。
ア 色度 5度以下	ア 色度 <u>が</u> 5度以下 <u>であること。</u>
イ 濁度 2度以下	イ 濁度 <u>が</u> 2度以下 <u>であること。</u>
ウ 水素イオン濃度 <u>PH値</u> 5.8 <u>から</u> 8.6 <u>まで</u>	ウ 水素イオン濃度 <u>指数が</u> 5.8 <u>以上</u> 8.6 <u>以下であること。</u>
エ 過マンガン酸カリウム消費量 1リットル中10ミリグラム以下	エ 全有機炭素の量が1リットル中3ミリグラム以下(当該基準によるこ
	とが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消
	費量 <u>が</u> 1リットル中10ミリグラム以下 <u>) であること。</u>
オ 大腸菌群 50ミリリットル中不検出	オ 大腸菌が検出されないこと。

カ レジオネラ属菌<u>の</u>100 ミリリットル<u>の検水で形成される集落数が 10</u>

カ レジオネラ属菌 100 ミリリットル<u>中 10 C F U未満</u>

現 行	改正案
	2: 21:
	未満であること。
(2) 浴槽水	(2) 浴槽水にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
ア 濁度 5度以下	ア 濁度 <u>が</u> 5度以下 <u>であること。</u>
イ 過マンガン酸カリウム消費量 1リットル中25ミリグラム以下	イ 全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下(当該基準によるこ
	とが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消
	費量 <u>が</u> 1リットル中25ミリグラム以下 <u>)であること。</u>
ウ 大腸菌群 1ミリリットル中1個以下	ウ 大腸菌群 <u>が</u> 1ミリリットル中1個以下 <u>であること。</u>
エ レジオネラ属菌 100 ミリリットル <u>中 10 C F U未満</u>	エ レジオネラ属菌 <u>の</u> 100 ミリリットル <u>の検水で形成される集落数が 10</u>
	未満であること。
	_(浴槽水の消毒)_
	第10条 条例第5条第14号の規則で定める浴槽水の消毒については、次に掲
	げる基準のいずれかに適合するものとする。ただし、これにより難い場合に
	は、これと同等以上の消毒効果を有する方法により行うものとする。
	(1) 浴槽水中の遊離残留塩素濃度を1リットル中0.4ミリグラム以上1ミ
	リグラム以下に保つこと。
	(2) 浴槽水中のモノクロラミン濃度を1リットル中3ミリグラム以上に保
	つこと。
(委任)	(委任)
	第 11 条 (現行のとおり)
	<u>第11 末</u> (死11 のこねり)
<u>附 則 (省略)</u>	
/#r=n.\	
<u>(新設)</u>	<u>附 則</u>
	1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
	2 第1条の規定による改正後の札幌市公衆浴場法施行細則第5条の規定は、
	この規則の施行の日以後に営業許可の申請を行う者(同日前に営業許可の申

現 行	改正案
	請を行った者から当該申請に係る公衆浴場を譲り受け、又は借り受けた者を
	除く。) について適用し、同日前に営業許可の申請を行った者及びその者から
	当該申請に係る公衆浴場を譲り受け、又は借り受けた者のうち同日以後に当
	該申請を行うものについては、同条第1項第3号及び第8号並びに第3項第
	2号の規定を除き、なお従前の例による。